

総務文教委員会

平成27年12月9日(水)

## 総務文教委員会

日 時 平成27年12月9日(水) 午前10時00分開会—午前11時28分閉会

場 所 役場3階 第2委員会

出席委員 中原委員長、坂原副委員長、辻下、田島、竹原、道工、小川、反保

欠席委員 なし

傍聴議員 奥野、松尾、出口、和田

出席理事者 田代町長、中口副町長、種村副町長、笠間教育長  
保井まちづくり戦略室長兼町長公室長、古谷総務部長  
四至本財政改革部長  
西まちづくり戦略室地方創生企画監、中田まちづくり戦略室危機管理監  
岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事  
竹原会計管理者兼会計課長、阪本総務部副理事兼人権推進課長  
相馬財政改革部副理事兼財政課長、竹本まちづくり戦略室秘書担当課長  
廣田(尚)まちづくり戦略室人事担当課長  
寺田(武)まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長  
川端まちづくり戦略室危機管理担当課長、今坂総務部総務課長兼法制文書係長  
寺田(晃)財政改革部行革推進課長兼税務課長兼課税係長  
澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長  
松下教育委員会事務局生涯学習課長兼青少年センター所長  
福井教育委員会事務局淡輪公民館長、森長教育委員会事務局指導課参事  
内山教育委員会事務局学校教育課主幹兼係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

中原委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者については、廣田教育次長の欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

それでは、12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私自身が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑・討論することをご了承願います。

議案第79号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。お願いします。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件のうち、総務文教委員会に付託されました歳入予算につきましてご説明させていただきます。

14国庫支出金、2国庫補助金、教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金としまして、481万8,000円を増額補正するものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、淡輪小学校、深日小学校の各教室の天井はりの老朽化が著しく、危険性が高いことから、天井はりモルタル落下防止対策工事として実施する小学校耐震補強事業に充当するものです。

なお、国庫補助率は3分の1となっております。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 続きまして、14国庫支出金、2国庫補助金、総務管理費国庫補助金としまして、1,896万7,000円を増額補正を行うものです。

内容としましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の交付金として、地方創生の推進に当たり、他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業の取り組みに対して、国の地方創生先行型交付金の上乗せ交付金が交付されることとなりました。

なお、1,896万7,000円のうち、上乗せ交付金として国より交付決定をいただいた額が1,273万円となり、本補正予算額に計上しております1,896万7,000円との差額である623万7,000円については、本来なら一般財源となるところですが、当初の事業計画を変更することにより、交付金として財源を確保できるとの回答を国よりいただいております。

交付金の財源としては、既に平成26年度の3月補正予算に計上し、繰り越ししております基礎交付金の3,563万1,000円のうち、事業進捗状況から未執行となる予定である交付金623万7,000円を充当して財源を確保するものです。

それでは、事業内容について説明させていただきます。

初めに、民間企業社宅ストック活用事業として500万円、次にスポーツツーリズム推進事業1,396万7,000円のうち、事業委員会所管の観光交流課事業費1,076万7,000円を除く320万円がスポーツツーリズム推進事業費となります。

詳細の事業内容については、歳出でご説明させていただきます。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 続きまして、5総務費国庫補助金、選挙費補助金としまして、42万6,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、公職選挙法等の一部を改正する法律による選挙権年齢の引き下げに対応するため、選挙人名簿システム改修費補助金を活用し、選挙管理委員会費に充当するものです。補助金の額は、国が定めた標準事業費を基準として算定した額の2分の1が上限として計算されます。

詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 続きまして、17寄附金、1寄附金、岬ゆめ・みらい寄附金としまして、120万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、多目的公園に進出いただいております株式会社ユーラスエナジー岬より寄附金の申し出がありましたので、新たに予算措置するものです。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、5,904万9,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算の編成に伴い財源調整を行うものでございます。

次に、19繰越金、1繰越金、2ページをごらんいただきたいと思います。前年度繰越金といたしまして、1億3,563万5,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成26年度決算の確定に伴う繰越金を計上するものでございます。

内訳といたしましては、後にご説明いたします職員の退職手当の分割支給に伴う退職手当繰越金が確定したことにより、諸収入からの振りかえを含め1億1,712万7,000円を計上するとともに、平成26年度決算剰余金といたしまして、純繰越金1,850万8,000円を計上するものでございます。

次に、20諸収入、3雑入、退職手当繰越金といたしまして、1億1,789万8,000円減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、繰越金のところでご説明させていただきましたとおり、職員の退職手当の分割支給に伴う退職手当繰越金の確定に伴い、繰越金に振りかえを行うものでございます。

なお、この退職手当繰越金の予算科目につきましては、本来は諸収入ではなく繰越金に属するものでございますが、当初予算におきまして、平成26年度決算に係る繰越金が確定しておりませんでしたので、予算の振りかえを前提に、当初予算では諸収入の予算科目にて予算計上したものでございます。今般、平成26年度決算が確定したことに伴い、繰越金の科目に予算の移しかえを行うものでございます。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 21町債、1町債、教育債、小学校整備事業債としまして、900万円を増額補正するものです。

内容につきましては、先に説明させていただきました学校施設環境改善交付金と同じく、淡輪小学校、深日小学校の天井はりモルタル落下防止対策工事として実施する小学校耐震補強事業に充当するものです。以上です。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 続きまして、臨時財政対策債といたしまして、3,566万4,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、臨時財政対策債の起債借入額の決定に伴うものでございます。

以上、当委員会付託分、歳入合計といたしまして、2,876万3,000円の増額補正を行うものでございます。

中原委員長 どうぞ、歳出、引き続いてお願いします。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 続きます、歳出です。

委員会資料の3ページをごらんください。

今回の委員会資料におきましては、委員会資料3ページの一番左の区分欄の議会費の上段に括弧書きで記載しておりますとおり、議員報酬手当・職員給与費分と、それから委員会資料7ページの2総務費の上段に括弧書きで記載しております議員報酬手当・職員給与費以外分という2つの構成で作成しております。

このことにつきましては、今回の補正項目の多くが議員報酬手当・職員給与費分としての人件費で占めていることによるものであり、人件費とそれ以外のものという区分けにさせていただきます。

それでは、委員会資料3ページから7ページまでの議員報酬手当・職員給与費分としての人件費補正の全般につきましてご説明させていただきます。

今回の人件費の主な補正の要因としましては、人事異動等に係る調整のほか、本町が独自に給与カットしております2%減額分の反映の2つがございます。

まず、人事異動等による補正額、調整額としまして、一般会計で約3,262万円となっております。内容としましては、人事異動による各会計間、費目間の予算調整を行いつつ、新規採用職員や任期付職員、再任用職員の給与や雇用形態の確定による増減、退職者、育児休業者の給与の減額反映などの要因により、人件費全体として当初予算から現時点の不用額を算出し、トータルで減額する補正をするものです。

次に、2%の減額補正額効果額としまして、一般会計で約2,010万円、特別会計を含めると2,212万円となっております。

なお、今年度の人事院勧告でも昨年度に引き続、増額勧告となっておりますが、今現在、法案の国会審議の動向も踏まえ、職員団体と協議中でありますので、今回補正予算の計上や条例改正の上程等はしておりません。

また、この人件費の補正予算における財源内訳のほとんどが一般材によるものでありますが、委員会資料の3ページの2総務費、1総務管理費の一般管理費人件費（一般職）におきましては、先ほど歳入で説明がありましたように、退職手当繰越金を充当して財源調整しております。

それから、これらの人件費におきます左の区分から右の備考欄までの内訳の読み上げにつきましては、議事の円滑な進行のため省略させていただきたく、ご理解お願い申し上げます。

3ページから7ページ上段までの人件費の補正全般に関する説明は以上です。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 続きまして、7ページをごらんください。

17寄附金、1寄附金、岬ゆめ・みらい寄附金としまして120万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、

中原委員長 ごめんなさい。委員会資料の7ページのところまで。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 すみません。失礼いたしました。

中原委員長 もう一度、じゃあ。議員報酬手当、職員給与費以外分のところからご説明をいただくということでよろしいですか。お願いします。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 はい、すみません。7ページをごらんください。

2総務費、1総務管理費、民間企業社宅ストック活用事業としまして、補正予算額500万円を増額補正するものです。

事業概要について説明させていただきます。

岬町は、大阪都市部から1時間以内の距離に位置しながら、自然に恵まれた環境にありますが、若年層が進学、就職、結婚を機会に町外に転出し、急激に人口減少が続いております。また、人口減少に伴い空き家が増加していますが、若年世帯が賃貸できるマンション、ハイツ、アパートタイプの物件が少ないことも若年人口の減少要因となっております。

一方で、町内にはかつて事業を行っていた企業の社宅等が残されており、使われないうまま放置されている現状があり、この遊休資産の住宅を所有企業、民間事業者、地域行政とともに検討し、リフォームした上で若年世帯向けの賃貸物件の提供に向けたストック活用計画を策定することで、若年層の定住人口増加を図ることを目的としております。

民間企業社宅ストック活用計画策定委託料の事業費につきましては、歳入で説明させていただきました国の地方創生先行型の交付金を100%充当するものです。

続きまして、2総務費、1総務管理費、スポーツツーリズム推進事業としまして、補正予算額320万円を増額補正するものです。

初めに、スポーツツーリズム計画策定委託料300万円について説明させていただきます。

岬町の特徴である豊かな自然環境、都心からのアクセスのよさを活かし、定住人口の減少を補う交流人口の拡充及び地元雇用の拡大を目指したスポーツツーリズム事業を実施し

ます。

1つ目の取り組みとして、地域の観光資源の周遊性を高めるサイクリング、ウォーキング環境の整備を行います。岬町内にはみなとオアシスを初め、海を楽しむ観光資源が数多くあり、サイクリングやウォーキングで観光資源を周遊することで、交流人口の拡大を図ります。

次に、2つ目の取り組みとして、アマチュアスポーツの合宿、スポーツ大会の誘致に向け事業者への誘致活動を行います。合宿等の誘致により、地元雇用や交流人口の拡大を図ります。

このような取り組みをスポーツツーリズム事業として位置づけ、推進事業実施に係る基本方針として、岬町スポーツツーリズム推進計画を策定する費用となります。

次に、スポーツツーリズム備品購入費として20万円を増額補正するものです。推進事業の実施に向けた環境整備として、ノルディックウォーク用のポールを購入するものです。

スポーツツーリズム計画策定委託料300万円、スポーツツーリズム備品購入費20万円の事業費につきましては、歳入で説明させていただきました国の地方創生先行型交付金を100%充当するものです。

今坂総務部総務課長兼法制文書係長 続きまして、4選挙費、1選挙管理委員会費としまして、85万4,000円を増額補正を行うものです。

内容としましては、公職選挙法等の一部を改正する法律が、平成27年6月19日に公布されました。この改正による選挙権年齢を満18歳以上への引き下げに対応するため、現在使用しております選挙人名簿システムを改修する必要がありますので、その改修に要する経費の一部を補助する選挙人名簿システム改修費補助金を活用しまして、適切な選挙人名簿の調整を図ることとするものであります。

国庫補助金につきましては、歳入でご説明させていただきましたように、国が定めた標準事業費を基準として算定した額の2分1が上限として計算されます。

今回、本町で予定しております改修費が85万3,200円でありますので、その2分の1で算出されました額が42万6,600円となります。補助金の算定におきまして1,000円未満の端数が切り捨てられますので、算定されます額は42万6,000円となります。この額が、国が定めた標準事業費を基準として算定した額の2分の1を超えておりませんので、国庫補助金の額が42万6,000円となります。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 10教育費、2小学校費、小学校耐震補強事業の小



学校非構造部材耐震化工事としまして、1,400万7,000円を増額補正するものです。

内容としましては、淡輪小学校図書室の天井はりのモルタルが落下するという事案が発生したことから、至急、全小学校の天井はりの調査を行ったところ、淡輪小学校と深日小学校について、天井はりに浮き等のある箇所があったことから、該当する箇所について応急措置を講じましたが、児童等の安全を確保するための恒久対策を行う必要があることから、学校施設環境改善交付金を活用し、天井はり落下防止対策工事として小学校非構造部材耐震化工事を実施するものです。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 続きまして、7ページから8ページをごらんください。

13諸支出金、1基金費、岬ゆめ・みらい基金費としまして、予算額120万円を増額補正するものです。

初めに、岬ゆめ・みらい基金について説明させていただきます。

岬ゆめ・みらい基金は、岬町を応援しようとする個人または団体から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的として設置しております。

歳入で説明しました寄附金については、基金として積み立て、子育て、福祉、教育、環境に関する事業、その他、目的達成のために町長が必要と認める事業など、寄附金を財源として各種事業を行うこととなります。

なお、株式会社ユーラスエナジー岬については、再生可能エネルギー事業、太陽光発電事業を手がけ、企業ビジョンとして、地域とともに発展し社会から信用される企業を掲げておられ、立地自治体地域への貢献としてご寄附をいただきました。

寄附金の使途については、ユーラスエナジー岬では、地域貢献のカタログを作成しており、安全防災分野、教育福祉分野、スポーツ分野、環境インフラ分野、産業観光分野、文化芸術分野、その他さまざまな事業に活用することを規定しております。岬町におきましても、利用希望に添うよう基金に積み立て、さまざまな事業に活用する予定です。

以上、当委員会付託分計としまして、2,846万8,000円を減額補正するものです。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 続きまして、地方債の補正でございます。起債の目的は、小学校整備事業の補正前限度額1億3,310万円から1億4,210万円に変更

するものです。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 続きまして、臨時財政対策債につきましては、補正前の2億8,900万円から補正後の3億2,466万4,000円へと限度額の変更を行うものでございます。

合計といたしましては、補正前限度額の4億2,210万円から、補正後限度額の4億6,676万4,000円へと変更を行うものでございます。

一般会計補正予算（第4次）の説明は以上でございます。

中原委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん質疑ありましたらお願いします。

理事者のほうで説明の補足なり訂正なりありましたら、ここで先にお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員の皆さん、しばらくお待ちください。

よろしいですか。

では、委員の皆さん、質疑ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 小学校の耐震工事ということで補正予算が上がっておりますが、各小学校で見直し、点検をしていただいたといったことをお聞きしました。歳出でいいますと、7ページの下のところですかね。その確認なんですけども、本年度をもって耐震工事が終了するというところをお聞きしてたと思うんですけども、それはそれで間違いないのかということと、それと、耐震工事の内容とは別に天井の不具合が見つかったので、耐震工事というか、老朽化防止工事というのか、そういう工事だと思うんですが、その進捗度合いというのはどのような、もう100%これでいけるんだということかどうか、お聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 耐震化工事につきましては、この平成27年度で淡輪小学校の体育館の工事が完了しまして、それで100%完了したということになっております。

今回補正予算に計上しているものにつきましては、非構造部材の部分でございまして、はりに附属しているモルタルの部分が40年以上たってますので、ひびが入ったり、クラックというんですけども、入りまして、ちょっと浮きがある状態で、今回淡輪小学校で図書室の部分が落ちたという事案がありましたので、大至急全部調査しまして、安全確保のため、モルタルをコンパネで覆ってクロスで仕上げるという形で、危険な箇所は全部完了

するというようにしております。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 私の感覚でしたら、国のほうの予算とか耐震工事については一生懸命つけてくれると思うんですけど、今後予想されるこのような、どっちか言ったら老朽化防止工事かなと、このように思うんですけど、そういうのも今後順次これはもう町の予算でやっていかなあかんのかな、それか、もしくはこのような感じで交付金をいただけるのかな、そういうようなところはわかりますでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

澤教育委員会事務局学校教育課長兼指導課長 老朽化対策につきましても、国庫補助金で3分の1という補助がありますので、今後、順次大規模改修等について計画しまして対策を講じていきたいというふうに思っております。但し、総事業費が1,000万円を超えないといけませんので、それ以外につきましては単費ということになります。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 私も立場上、ちょっと小学校なり、中学校なり行く機会がありまして、淡輪小学校におきましては卒業した学校ですし、ああ、もう大分と古くなってきたなど、このように思うところではあります。また、小学生自体が図書室の天井が、まさかっというような形だとは思っているので、そういうようなことをやはり教育委員会としても常に気を配っていただいて、安全な学校教育現場を目指していただきたいと、このように思いますので、よろしく願いしときます。これは意見です。

中原委員長 ほかに、委員の皆さんいかがでしょうか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 なければ、私のほうからちょっと何点かお伺いしたいと思います。

先ほど担当課から説明をいただいたんですけども、歳入の部分の1ページの17寄附金の部分で、これ説明、エネルギーから説明いただいたんですけど、この寄附金は特段として条件付きの寄附金ではないということを理解したんですが、地方創生にかかわった町の発展のための寄附金ということで、特段条件はついてなかったですか、その点ちょっとお聞きしたいんです。

中原委員長 答弁をお願いします。

寺田(武) まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 特に事業者からの寄附金を何に使ってということはございませんでした。ただ、ユーラスエネルギーさんが寄附金の使用目的をつく

っておりまして、地域貢献のカタログというのを作成しておりまして、その中で例えば安全防災分野に使ってとか、いろいろ規定ありますので、従来、我々行政がしている分野では全て当てはまるのかなと思います。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 善意で寄附をしていただいていると、やはり当町の発展のために企業がそういう協力してくれているということをやはり鑑みて、その寄附金の使途については十分に配意して、そしてこういうことに使いましたということも、ただただじゃなしに、やはりこういう事業が成功しましたと、そういう事後のフォローもひとつよろしくお願ひしたいと思います。でないと、寄附金がどう使われたのかなと、そういう節もありますので、過去にも学校教育でいろんな寄附金がどこに使ったのか、もうあやふやでわからん、そういうこともあったと聞き及んでますので、そういうことのないように、寄附をされるということは、本当に岬町のために寄附をしていただいているので、その寄附金の使い道、いろんな使途については、やはり何らかの形でお礼なり、事業が計画が実施されましたというその厚意を届けてあげてほしいと。ということは、またその寄附が継続されるおそれがありますので、そういうことで、ひとついただきっ放しということはやめていただきたいと、かように思います。これはもう要望としときます。

そしてもう一点、歳出の部分でお尋ねしたいんですけども、7ページの総務費、9地方創生の部分ですけども、これ先ほど説明があったんですが、この民間企業の社宅を復活、再利用するという計画ですけども、これあくまで国庫支出金で賄っておるんですけども、この国庫支出金といっても、我々国民の税金ですので、何も国からやから言ってそういう軽い気持ちでなしに、国民の税金で賄っていますので、一般財源でなくても、この本庁の職員さんの小遣いじゃないので、やはり国民から集めたお金ですので、その点十分配意して運用していただきたいと思いますので、この企業の住宅、リフォームをするためのこの補助金と思うんですけども、その点いかがですか。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 今回、補正予算に計上しております民間企業社宅ストック活用事業につきましては、計画を策定する費用になっております。また、単年度で実施するものではなく、地方創生という意味合いで、中期、長期にわたり計画を策定していきますので、その中で今年度につきましては、計画を策定し一定方向性を決めることとなり、リフォーム代につきましては、28年度の交付金を活用するというところで考えております。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 ということは、私、この区分のほうを見せてもらったら、社宅の部分についてリフォームするお金かなと、そういう具合に解釈したんですけども、ではないんですね。計画を実施するための計画のお金ですね、ということで理解いたしました。

そしてまた、第2弾としたら、計画の進行によって国庫補助金をいただくという方向ですね。でないと、これでは勘違いをしますよね。極端に言ったら、当町で社宅が一応運用されていない部分の社宅で、大体わかりますので、その部分にこの公金を充当してリフォームするのであれば、ちょっとおかしいなということを思ったので。

そして、もう一点だけ、これは理解しました、社宅のストックの部分についてね。そして、空き家バンクの対策もこれ連動すると思うんですね。民間の社宅といえども、また個人の住宅地、空き家についても、これも一つストックの活用事業の部類に入ると思うんですけども、担当課としたらそういう考えはないんですかな、あるんですかな、それを連動する考えありますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 今回の民間企業社宅ストック活用事業ということで、名称からそうなんですけど、一応企業の社宅を対象として考えております。ただし、岬町におきましては、空き家等も数多くありますので、この計画の中で学識経験者等、いろんな意見が出ると思いますので、総合的に考える場合もあるとは考えております。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 別に学識経験者の意見をいただかなくても、我が町のことは我々でやったらいいと思うんですけどね、入れてもいいですよ。ただで来てくれないんでしょう。その学識経験者というのは大学の先生違いますの。

中原委員長 お願いします。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 当然、いろんな方のご意見というのを吸い上げて、一定、町に住まわれている住民の方にもご参加いただきまして、街並みとかよく知っている方のご意見もいただきたいと思っております。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 そういうことで、学識経験者も大事です。本当にやっぱり大学の教授も大事ですが、しかし、大学の先生が来るとなったら、お車代とかいろんなお金が要りますし、当町にはや

っぱり国交省から来られている副町長もかなり学識経験者以上の知識を持っている、実践されている方ですからね、ということで、学識経験者ばかり僕は余り好きでないので、その言葉、ということで有識者にしといていただきたいと、そう思います。

それで、本命の民間の空き家については、そういう事業、活用事業に入らないのですか。もう民間は民間で別ですか、企業として。西君。

中原委員長 司会していただきましたが、答弁をお願いします。

西まちづくり戦略室地方創生企画政策監 先ほどのちょっと補足させていただきますと、今回、国のほうの上乗せ交付ということで、今回地方のほうからどんな事業をしたいという提案を出させていただいて、それで国のほうが、この事業としては他の事例の参考になるということで採択をいただきました。その中で、岬町のほうでは2つの事業を上げさせていただきました、1つがこの民間企業の社宅のストック活用事業というのと、それからスポーツのツーリズムという2つ上げさせていただいたところです。

この民間企業の社宅ストック活用事業というのは、前々から議会のほうからも、町内にある企業の社宅を何とか有効に活用できないのかというお声いただいております、我々のほうでも何とかその活用の方法がないかなというのを考えてきたところなんですけども、今回こういう国のお金をいただけるということで、この機会を通じて、この活用の方法、どういう活用ができるのか、それから活用する場合にはどういう住宅の提供ができるのか、管理、運用も含めて、そういうのをトータル的に検討していくというのが今回の計画です。この中では、当然所有者の企業さんのご意見も伺わないとあきませんし、それから不動産の事業をやっている方々、それから学識の方々、こういう方々、いろいろの方面からご意見をいただくということを考えております。

また、国のほうもこういう計画をつくる時は、行政だけでなく、いろいろな分野の方の意見を聞いてつくりなさいよというのが、今、国の進めているやり方でして、地方創生の計画も、いわゆる産・官・学・金・労・言といういろんな分野の方に入らせていただいております。

そういう中で、国としてもいろんな意見を聞きなさいということなので、今回こういう形で計画をまずつくっていくと、この中でうまくこと枠組みができれば、実際そんなら国のお金もいただきながら何とか運営、転がしていきたいと。国のお金いただくには、どうしても先に計画がないと国のほうからは補助金をいただけませんので、まずその段階として計画をつくるということでご理解をいただければと思います。

委員おっしゃられた民間のほうについても、我々も民間の空き家を何とかしなくてはいけないというのを重々認識しております。ただ、今回は国に認められたのが、この民間企業の社宅を活用するという計画で認められておりますので、この中ではちょっと難しいんですけども、ただ、今現在つくっている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、この中でもこの空き家対策というのを重要なポイントとして考えておりますので、そこに位置づけることによって、また違う国のメニューを活用することができますので、空き家についてはそういういろいろな視点の中でまた今後も検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 西さんの説明で、ほぼわかってるんですけども、やはりこの個々の部分で、この鏡の部分で民間企業社宅ストック活用事業となったら、もう民間の社宅の事業しかないの違うのかなと、我々はそう解釈するわけですね。先ほど西さんの説明では、国としていろんな意見を抽出して、それで持ってきてくれたらやりますという、国は個人の空き家等についても、やはり検討しますよという言い方に捉えるんですけども、私は、

ですから、それを外すのじゃなし、民間企業社宅ストックじゃない、民間企業・個人住宅空き家のストックの部分を入れていただいたほうが、国に対して意見なりに申し上げやすいんじゃないんですかな。これは民間空き家バンクを外してしまって、こんな民間企業で力あるんですよ、はっきり言って。いろんな国の補助金等々引っ張る力あるんですね。ということで、個人の空き家バンク、個人のほんまに高齢者の難儀している空き家なんか、これ力ないんですね。それを外したらだめだと思います。国はいろんな意見を持ってきなさい言ってるんで、どうですか、見直す考えは。

中原委員長 答弁をお願いします。

西まちづくり戦略室地方創生企画政策監 今回の上乗せ交付の事業というのは、どういう事業をするかということで提案して、国で認めていただいたものなので、今回の事業としてはちょっと難しいなど。実は、この事業というのは、国の26年度の補正予算ということで、今回27年度の予算で上げさせていただいているんですけども、この3月までにやり遂げないあかんと。今回予算を認められて発注をかけるとする、1、2、3の3カ月という非常に短い期間の中でやり遂げないといけないという事情もございまして、今回はまずターゲットを絞った中で進めさせていただいて、先ほども言いましたように、まちづくりの総合戦略の中では空き家対策というのも重要なポイントというふうに認識しておりますので、

その空き家対策については、また次の取り組みの中で計画づくりなりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうお願いいたします。中原委員長 田島委員、どうぞ。田島委員 わかりました。西さんのそういう誠実な答弁、信用していますので、今回は3月まで期限があるので、次回、必ず「・」入れてくださいね。「企業・民間」のこの部分を入れて、あかなんたら、あかんでいいんですわ。やはりそういうことも入れていただかんと、ぶっちゃけ、国の国庫支出金でやるんですから、そらもうへらこくね、やっぱりごり押しでもいいから、そういう空き家バンク対策に反映できると思うので、「・民間」の空き家バンクについても鏡入れといてくださいな。次で結構です、今回もう無理と思うんですけども。副町長、どうですか。私の意見はちょっと間違ってますか。

中原委員長 答弁お願いします。

種村副町長 いろいろな貴重なご意見ありがとうございます。西政策監からもいろいろご説明していただきましたとおり、そもそもこの募集が国のほうからあったときに、ちょっと繰り返しのところもありますけども、他の自治体がやる事業の模範となる先駆的な事業について提案をしてくれれば、それに対して補助をしますよという仕組みでございます。民間のいわゆる個人の方が住んでおられて、今あいてる空き家っていうのがふえていて、その対策というのは非常に重要だと私も思ってしまして、もともと国交省ということで航路の問題を一番に一つの大きなミッションでやっていますけれども、こっちに来てみて、この空き家バンクというせっかくいい制度ができているんですけども、先般ご報告していますとおり、なかなか実績が上がってないと、その対策は本当に腰を据えて取り組んでいかなきゃいけない事業だと思ってますし、西政策監からもご説明したように、まち・ひと・しごとの戦略の中にきちっと位置づけて、来年度から重点的にやっていこうと思っています。

今回はあくまで対象を絞った中で国から提案を受け付けられたということで、こういうことにしていますので、まずはここで議論をして、民間の社宅をどういうふうに活用していくかという計画をしっかりとつくって、その計画が来年度に実際個人の空き家さんも含めて活用を検討していく中で、きっと参考になる部分もあると思いますので、それを含めて来年度にきちっと、民間・個人の空き家というような形で事業を進めていければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 副町長にそういうご答弁いただきましたので、ひとつ西さんといろいろ協議して、協力して、そしてそういう具合に副町長が指導していただいて、国のほうにひとつ「・」、



この部分について、ひとつ期待していますので、ひとつ要望だけにしときます。余り期待し過ぎたら期待外れになったらつらいんで、要望にしときますよ、副町長、必ず覚えてますので、私、昔のことは必ず覚えてますので、ひとつ西さんも頑張ってください。はい、どうもありがとうございます。

もう一点だけよろしい。

中原委員長 引き続き、どうぞ。

田島委員 ちょっと確認したいんですけど、9ページの歳出の部分で、地方債の補正変更の部分について。

中原委員長 ごめんなさい。9ページとおっしゃいましたか。

田島委員 ごめん、8ページ。

中原委員長 8ページでよろしいですね。はい、お願いします。

田島委員 これは説明いただいて大体わかっています。しかし、この小学校の部分の整備事業の900万円の補正と思うんですけど、私の引き算では。そして、臨時財政対策債についても3,500万円と、この部分一定その行き先、内訳、よその所管のほうへ行くと思うんですけど、それもう一度ちょっと確認したいので、この2点委員長報告していただいてよろしいですか。

中原委員長 はい、答弁、詳細な説明をお願いしたいと思いますが、どなたからいきましょう。はい、お願いします。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 ご質問の地方債の限度額の補正についてでございます。地方債につきましては、それぞれ事業の目的に沿った形で起債の歳入予算において予算計上しているところでございます。

地方債の追加あるいは変更の限度額につきましては、それぞれの歳入予算に対応する部分について、地方債補正の追加なり変更なりという形で計上しているところでございます。今回所管しております総務文教委員会の歳入予算に係る地方債の変更につきましては、お示ししているとおり、小学校整備事業と臨時財政対策債のこの2事業でございます。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 ということは、再確認しときます。小学校の整備事業については、先ほど説明していただいたそういう財政の振り分けですね。はい、わかりました。

そしたら次、臨時財政のその対策債の振り分け、ちょっとお願いしたいんですけど。

中原委員長 はい、答弁お願いできますか。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 臨時財政対策債につきましても、委員会資料の2ページの一番最後のところに書いているとおり、歳入予算額の補正予算という形で計上しておりますので、あわせて、地方債の限度額の補正も行うものでございます。

田島委員 何に使うかちょっと聞いているんですけども。

中原委員長 答弁、引き続いてお願いします。

四至本財政改革部長 それにつきましては、臨時財政対策債につきましては、一般財源に入りますので、どこに充当するという財源ではございません。

中原委員長 はい、田島委員、どうぞ。

田島委員 そうですか。頭に臨時財政対策債とついているので、一般財源に充当するんやけど、その緊急性とか、その必要性とか、私らはわからんわけですね、こういう事業に使いたいのでというのなら、私は補正はわかるんですけども。

中原委員長 田島委員、すみません。もう少し説明があるようなので、お聞きしましょうか。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 臨時財政対策債につきましては、本来では地方の地方公共団体の財源不足につきましては、普通地方交付税で本来なら税収でそれぞれの団体が財政運営を行うんですけども、財源不足分につきましては、地方交付税で一部補填することによって、全ての団体が一定水準の行政サービスを行うといった形で、本来なら地方交付税で措置するんですけども、しかし、国のほうもなかなか財政事情が厳しいということで、地方交付税ではなくて、その一部を臨時財政対策債という形で補填をするものでございます。

具体的には、地方財政の財源不足額につきましては、従来は先ほど言いましたとおり、国の交付税の特別会計で賄いまして、その償還については、国と地方が折半して負担しておりました。その後、国の交付税の特別会計の借り入れ残高が非常に増大してまいりまして、国のほうの財政事情も厳しいといった形がでございます。平成13年度から先ほども申しますとおり、地方については臨時財政対策債という起債を一旦発行して、後年度の償還については、全額地方交付税で算入をするものでございます。平たく言いますと、国のほうも財政事情が厳しく、地方交付税というキャッシュを用意するのがしんどいので、そのかわりに地方公共団体に臨時財政対策債という地方債を発行させて、その元利償還金については算入するという、ローンで賄う形で平成13年度から続いているものでございます。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 執務を説明、引き算を教えてくださいんですけども、今の説明は十分私も承知してるのですわ。ということで、一般財源に振り込むんですけども、一般財源は何と何に使うんや

ということを知ったんですけれども、税が答申でそういう町債を発行するんやと、そういう説明いただいたんですけれども、それはわかっています。説明はわかっています。しかし、何で何に使うんやということを知ったんですけど、結局仕方ない、内訳で一般財源のほうを見て確認せざる得ませんわね。もう結構です。もうこの分についてはもうよろしいです。説明わかりました。私の質問は以上です。

中原委員長 これまでの質問に対する答弁ですかね、教育長。お願いします。

笠間教育長 先ほど田島委員のご質問の中で、ゆめ・みらい基金の、特に教育の関係で何に使ってしもうたかわからんという、ちょっとご質問というんですか、提言がありましたので、お答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

田島委員 お願いします。

中原委員長 よろしいですか。お願いします。

笠間教育長 ありがとうございます。少し遅くなりまして、申しわけないです。すぐに反応すればよかったんですけども、ゆめ・みらい基金の中の教育費に付する寄附やいろいろ寄附される側から希望を聞きまして、仕分けはきちんとできていると考えております。

過去におきましてどういう使い方をしたのかわからない指摘が少し感じましたので、私としましては、一般会計を通じて歳入、歳出につきましては、特に図書を購入するとか、また備品の購入とか、そのようなことを常に直後の議会に報告させていただいていると思っておりますし、町長のほうからの感謝状も提出させていただいているわけでございます。きちんと明確に何に使ったということは出させていただいておりますので、先ほど言われたことが気になりまして、後からで申しわけございませんけれども発言させていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

中原委員長 よろしいですか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 ありがとうございます。僕の前段言った不明点についてはもう時効ですし、そしてわかりませんし、結構です。当時で言ったら教育長じゃないからね、教育長になられてからのことについては心配ないと、私は確信しているんです。立派な教育長ですから、そういう落ち度のないということは十分理解して質問していますので、前段の部分は、あれは当時どの教育長か知りませんが、それはもう時効の問題やから言いません。そういうことなかったんや。ただ、寄附金の部分について条件つきかということを知っていますので、あの方は当時ピアノを買うたってくれというのが、ピアノが消えてしもうたんや、そ

うことです。古い話はやめときます。はい、結構です。説明ありがとうございました。

中原委員長 ちょっと今過去の話で、事実としてすぐに確認できないことが出ておりますけども、このまま続けられますか。

笠間教育長 ピアノのお話が出ましたが、町長からアドバイスがありましたのですが、最近では、森林組合の方からご寄附をいただきまして、当初はピアノでしたが、テレビ等に変ったことは確かでございます。それは備品購入の段階で昨年の議会の総務文教委員会で説明させていただいていると思います。これはもう2年前になるとは思いますけども、理由なくピアノがほかに変わったというようなことはありません。

田島委員 教育長、了解しました。

笠間教育長 ありがとうございました。

中原委員長 委員のほうから了解という声をいただきましたので。

ほかの委員さん、質問、引き続いて。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 ただいまの田島委員と西政策監のやりとりを聞いてて、1つ自分もちょっと意見がありましたので、7ページの中段のスポーツツーリズム推進事業という中のスポーツツーリズム計画策定委託料、計画を立てるこの費用というところで、説明にあったのは、サイクリングとか、ウォーキングとか、合宿を行うところの計画を立てるための費用とお聞きしまして、私から1つお願いっていうんですか、岬町の魅力としてスポーツをもってまちおこしという中で、サイクリングもウォーキングもいいんですけども、実はフィッシングが魅力だと思われま。これをスポーツに組み入れられないかという提案なのです。というのは、過日、まちおこしの専門家に個人的に聞くところがありまして、「岬町、あつ釣りでできることやねって、いいところですよ」っていうことで、いや、岬町には専用の釣り場もありますし、実際に各港では釣り客がたくさん来てくれるんですっていう話の中で、そしたら、釣りを中心に置いてまちづくりをされたらいいですよん、という話に発展しまして、関西空港から一番近い釣り場はどこですかと言われると、手を挙げてもいいのかなと思いつつ、実際、過日の事業委員会では、事業委員会協議会の中で大阪南港や尼崎や鳴尾浜や、それで和歌山の北港やというところの釣り公園がある中、やっぱり岬町のとっとパークというのが一番近いわけなんですよ。

ということで、関西空港に降り立ったインバウンドのお客さん、どうしても釣りをしたいという方もあると思うんですよ。そういうような方をスポーツとしてのフィッシング

ができるというような流れで誘致できないかという提案なんですよ。まあサイクリングもウォーキングもいいけど、フィッシングをスポーツとして組み入れてもらわれへんか。これも計画を先に国のほうに出されているとは思いますが、そういうような急に割り込みとかいうのはできるんでしょうか。答弁お願いします。

中原委員長 答弁、どうぞ。

寺田（武）まちづくり戦略室地方創生企画政策担当課長 スポーツツーリズムということで、ウォーキングとサイクリングのみならず、いわゆる岬町の観光資源でありますそういう釣り堀とか、そういうのを活かしたような周遊コース等も設定していきたいと考えております。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 今話を聞きまして、岬町の観光資源の一つとして考えていただいて、計画に盛り込んでいただけたら、何よりだと思います。結構な需要が見込まれると思いますので、それも計画に入れていただけるよう要望しておきます。よろしくをお願いします。

中原委員長 ほかに質問いかがでしょうか。よろしいですか、副委員長。

（「なし」の声あり）

中原委員長 それでは、これで質疑を終わりたいと思います。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第79号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第79号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

引き続きまして、議案第89号「岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件については、本会議にて説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと

思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なしとの声いただいておりますが、いかがでしょうか。

委員の皆さん、ないようでしたら、ちょっと私から質問したいことがありますので、副委員長、お願いできますでしょうか。

坂原副委員長 では、委員長が質問しますので、進行を交代します。

中原委員長。

中原委員長 委員会資料の11ページの制定に係る概要といたしますか、説明文章がありますけれども、その中で、11ページの2番、条例制定の基本方針ということで、一番上の丸の説明の中でお尋ねしたいことがございます。

本分中の3行目の真ん中より後半のあたりですが、今回の条例では独自利用事務を定めず、法定事務のみ、あっ、ごめんなさい、該当箇所間違っていました。2つ目の丸のことを聞きたいと思ってたんです。ごめんなさい。2つ目の丸の今後というところで、住民の利便性の向上や行政の効率化につながると考えられる事務については、今後検討して追加することとしますということが述べられております。先ほど私間違えて取り上げたところで、本会議場での説明でも、今回の適用としては法定事務のみ情報の連携を行うようにするというご説明いただいていたところですが、住民の利便性の向上や行政の効率化につながると考えられる事務というものは、どういうものが想定されるかということをお聞きしておきたいと思います。お願いします。

坂原委員長 はい、答弁をお願いします。どうぞ。

西まちづくり戦略室地方創生企画政策監 今回につきましては、町が独自でやっている事務については、番号の利用ということでは考えておらないところなんですけれども、今後事務を進めていく中で番号を使うほうが住民の方にとっても利便性が高まる、それから行政にとっても事務の効率化が図れるというものについては、検討を進めていきたいと考えているところです。

具体的にはというお話ですけども、まず、もともとこの番号を利用できるのは、社会保障、税、災害対策の分野ということに限定されてまいりますので、この分野の中での独自

利用という形になってまいります。

現時点ではまだ事務は始まっておりませんので、どのようなものが発生するかもわからないところはあるんですけども、例えば町外から転入された方がいらっしゃる場合、町独自の給付なんかをする場合は、対象になるかどうか等についてとか前歴とかは、全て前住所地に確認する必要があります。この場合は条例に位置づけておかなければ、その申請者の方に住民票なり税の情報なりを提出していかなければいけないとか、そういうものがございまして。ところが、この番号を使うことによって、そういうのは省略することができるということも想定されるところでございまして。ただ、それがどこまで住民の方の利便性が向上するかというのについては、個々の事例についてそれぞれ検討していく中で、適切な時期に適切なものを載せてまいりたいと考えております。

中原委員長 ありがとうございます。じゃあわかります。

坂原副委員長 はい、じゃあ戻します。

中原委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、もうよろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 賛成です。

中原委員長 反対討論の方おられませんね。

田島委員 反対あったら、先にしてください。

中原委員長 はい、おられないようですので、賛成討論、田島委員、どうぞ。

田島委員 これ無責任な賛成討論と思われる方あると思うんですけども、これはやはり国からのそういう事務的な部分でございまして、そして当町においては、国の法案化されたものをどうするかということよりも、やはりもう一旦おりてきたものを条例化せざるを得ませんので、条例制定せんと、こういうことが事業進みませんので、やはりそれに対しては、ある程度住民も議会も協力をせざるを得ないその事業もあると思いますので、それが本来、今回こういう多岐にわたる住民の権利とか保障とか等々について、これ条例をつくらないけませんということで、完璧な条例案ではないと思います。

しかしながら、一応暫定的にそういう条例化して進んでいただいて、また将来的に社会

保障問題とか災害対策問題等々について支障があれば、また一部条例、条例というのは改正できますので、一生決めたら決められんということじゃないんですので、その部分については大変ご苦勞かけるんですけれども、ひとつ住民のために、今後暫定的に運営していただいて、また見直すべきところは見直していただいて、立派な条例をつくっていきたいと思う気持ちから一応賛成といたします。

中原委員長 ほかの委員の方、討論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 それでは、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第89号「岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第89号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第90号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件」を議題とします。

本件についても、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 はい、ご協力ありがとうございます。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようなら、ちょっと私からまた質問したいことがありますので、副委員長、お願いいたします。

坂原副委員長 中原委員長、どうぞ。

中原委員長 いわゆる年金の一元化ということであると理解はしているんですけれども、この条例の今回説明をまとめてしていただくために、委員会資料50ページから52ページまで、本会議においては、この同様の内容を説明もいただいたところでもありますけれども、改め



て新旧対照表等を見せていただいたりもしましたら非常に複雑でして、理解が難しいと私は感じているところでありまして、委員会資料に基づいて幾つかお尋ねをしたいと思えます。

委員会資料の22ページから新旧対照表が始まっているわけなんですけれど、これ初めに岬町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償にかかわることで条例の一部改定が行われるということなんです。それで、ここから長いページにわたって新旧対照表が続いてるんですけれど、新と旧が、どこがどう対応しているのかがよくわからないところが実は幾つか見えてあるんです。

ただ、私が気になるのは、例えば23ページの傷病補償年金の新旧対照表を見せていただいたときに、もともとの率から新しい率に変わって割合が同等であるか、もしくは下がるという傾向にあるというように全体として受けとめているんです。同等であるものが多いようにお見受けはしているんですけれど、この厚生年金に一元化されたということで率が下がることになる項目がどれに当たるのかというのがちょっとわからない部分がありますので、教えていただきたいなと思ってるんです。

それから、委員会資料の29ページの、これは職員の退職手当に関する条例というところになるんですが、これについては基本的にこの条例改定によって、何ら変化することは生じないと考えているんですけど、私の理解で間違いがないかどうかということもあわせてお聞きしたいと思います。

それから、委員会資料の49ページなんですけど、新旧対照表の中で表が掲げられておまして、旧のほうに線が、例えばこの表の枠の中でいきますと、旧船員保険法の規定による障害年金と記載されておまして、「の規定」のところの下線が引かれているんです。これは新と旧が変わるときにこういう下線、アンダーラインを引くものだとは私は理解をしているんですけれど、「の規定」という表現は、両方とも同じ表現のように見えるんですが、これはどうしてアンダーラインが引かれているのかということも教えていただきたいと思っています。

それから、もうあと一つですので、4つ目になりますけど、お尋ねしておきたいと思えます。委員会資料の51ページの、これは附則の説明がされているところなんですけど、(4) 附則の中の③の第3項の説明にかかわって、念のためお尋ねしておきたいと思えます。

ここで書かれていることは、共済年金の3階部分（いわゆる職域部分）という表現、説

明になりますね。それから、恩給についても書かれておりますが、ここに書かれていることを読んだ範囲においては、職域部分が、また恩給についても、現状と比べますと不利益ということにつながるのかなという受けとめを私はするんですが、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

坂原副委員長 では、答弁申し上げます。はい、どうぞ。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 まず、率変更の関係のことなんですが、一番最初の岬町議会議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例の件ですが、率に関しては全て同じということで、この部分に関しましては、一応並びが変わってるんですけども、中の法令の読みかえ、法令の名前とかが変わっておりますので、文言が変わっただけで、一見、順番がちょっと左右が違っているので、わかりづらい点があるかもわかりませんが、この条例に関しましては、中身の率のほうは変わっておりません。

それからもう一つ、消防団のほうも基本的には同率を使っているんですが、高度な災害の場合だけ率を上げるということで、本来の国の法令等変わっておりますので、その部分は変更されております。

それから、2つ目の質問です。退職の関係の条例の関係のことですが、これは単に法令の読みかえ規定だけですので、中身のほうは全く変わっておりません。

坂原副委員長 はい、どうぞ。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 資料49ページのアンダーラインの件につきまして、今確認をさせていただいております。

坂原副委員長 もう一点、51ページの件ですが、答弁をお願いします。

廣田まちづくり戦略室人事担当課長 ご質問のいわゆる共済年金の3階部分、職域部分に関しましてのあたりですが、基本的には掛けた部分はそのまま退職金として支給されるような形には全般的になっているんですが、職域部分に関しましては別で、年金払い退職給付という形で別の制度が追加できておりますので、基本的には掛ける部分はふえるんですが、実際制度的には職員に不利益を及ぼすような改正ではないということは確認しております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 今お調べいただいている49ページのことについては、またわかり次第で、私自身は別に構わないんです。

それで、最後にお答えをいただいた職員に不利益というようなことではないというお答えの中で、掛ける部分はふえるということで、料率といいますか、負担としてもふえると

いう部分ありますし、これは一元化することで私は不利益というようになる部分じゃないかなあと思ってるんですけど、ただ、ちょっとここは答えにくいことをお聞きしているなとも思っていますので、もう答弁は求めません。

私はやはり公務労働という特殊なお仕事に携わっていただいている方、一般職の方、また非常勤の方、消防団員の方なんかについては、やはり民間とは違う特別な責務になっておられると考えておりますから、そういった方々に不利益が生じることのないようにということは思っております。

すみません。何か質問の最後が思っておりますで、終わってしまって申しわけないんですけど、もうこのことについては、質問は差し控えたいと思います。

私の質問は以上で結構です。また、さっきの件わかり次第お答えいただければと思います。

坂原副委員長 わかりましたか。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 今確認をさせていただきました。新旧対照表の旧には、「の規定」の部分にアンダーラインを引いており、新には引いておりませんでした。本来は、新の部分の「の規定」が削除されるものです。申し訳ございませんでした。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 ということだと、旧はこの表でいくと右ですから、右はこれで正解と、左が「旧船員保険法による障害年金」という表記になるということなんですか。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 ご指摘のとおりでございます。

中原委員長 提出された側として差しかえはどうなさるんですか。これ、あれですよ、あれもあれですよ、全然わからない。これ委員会資料だけではないんです、この表現はね。

川端まちづくり戦略室危機管理担当課長 新旧対照表の資料の差し替えについて、関係課と調整させていただきます。

坂原副委員長 それでいいですか。

中原委員長 はい、ありがとうございました。

坂原副委員長 終わり。では、進行を戻します。

中原委員長 副委員長、ご協力ありがとうございます。

田島委員、どうぞ。

田島委員 ちょっと委員長、今、私、席を外しとったんやけども、何か質問に対しての答弁は、委員会資料の分を差しかえをしたいと思います、その報告だけで差しかえ了っていいんです

か。

中原委員長 差しかえのほうは。

田代町長 ただいまの答弁については、もう少し内容を精査して、ご説明申し上げてからどうするかを回答させていただきます。もうしばらく待っていただきたいと思います。

中原委員長 委員の皆さん、そういうことでよろしいですか。何かもう答えが出たんですか。

はい、どうぞ。

古谷総務部長 条例の改正案そのものには間違いがございませんで、今該当するところは、今回の資料でいいますと、13ページの一番下のところから14ページにかけて、表の改正になっているところございまして、これのように改正するという形でございます。

新旧対照表の一番最後のところが当該改正の部分に当たるわけでございますが、先ほど川端課長から言いましたように、旧のところは変えるということでアンダーラインを引いてるんですけども、新のところですね、改正後のように書きあらわしていないというミスでございますので、したがって、この新旧対照表だけ間違っているということでございます。議案の添付資料ということで訂正させていただきたいことでもありますので、至急正しいものを作成して配付させていただきたいと考えますので、ご了解をお願いいたします。

中原委員長 委員の皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 議案の差しかえということではなく、議案に附随する資料の差しかえということですね。はい、ではそのようにお願いしたいと思います。

委員の皆さん、本件についての質疑はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 では、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第90号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正

する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第90号は本委員会において可決されました。

議案第91号「岬町税条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

本件につきましても、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 ご協力ありがとうございます。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なしとの声もいただいておりますが、いかがですか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 この条例改正の件なんですけれども、私はまあいいことやなと思っているんですけども、こういうように該当する案件というのが多々あったのかなと思いつつ、これは国のほうっというんですか、上位のほうでこのように改正しているので、岬町も倣って改正するんだというのか、それかもしくは、もう岬町において独自でこういうように改正するのか、どっちだろうと疑問がありましたので、答弁をお願いしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。はい、どうぞ。

寺田(晃) 財政改革部行革推進課長兼税務課長兼課税係長 今回のご質問の件についてお答えいたします。

平成26年度の税制改正におきまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、まず国税の猶予制度の見直しが行われております。これを受けまして、地方税の猶予制度につきましても、所要の見直しを行えることとなりまして、平成27年度税制改正におきまして地方税法が改正されました。今回の条例改正につきましては、この地方税法の改正によるものです。

中原委員長 もう少し説明をいただけるようです。お願いします。

四至本財政改革部長 先ほどのご質問ですけれども、基本的には町独自ではなくて、この内容の骨

格といいますのは、国税徴収法、それに国税通則法というのがございます。それに準じたような形になっておりますので、町独自という部分はないという状況であるということが現状でございます。

中原委員長 よろしいですか。ほかの委員の皆さんはご質問、質疑、よろしいですね。

(「なし」の声あり)

中原委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第91号「岬町税条例等の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第91号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件については、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで総務文教委員会を閉会、閉会する前でもよかったですね。何ですか。

古谷総務部長 先ほどの私の説明、ちょっと間違っておりましたので、訂正させていただきます。

中原委員長 訂正の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

古谷総務部長 先ほどの被用者年金の一元化に関する条例改正でございますが、私ちょっと違うところを見てまして、申しわけございません。改正の本文に当たる部分の説明が間違いました。先ほどの表の新旧対照表に係る改正の部分は、19ページで言いますと、附則の直前に「附則第5条第6項中の改正」ということで、4行書いております。その中で一番お尻のところ、同項の表中という、これが新旧対照のこの表に当たるわけでございますが、この同項の表中「の規定」というこの3文字を削るということでございます。これが該当部分でございまして、先ほど違うところで説明しましたけども、これが正解でございます。

ので、したがって、この左側にある旧の「の規定」というアンダーラインを引いているところ、ここを変える、要は削るということですので、新のほうでこれを削るとかなあかんということになる。これを削り忘れてるということでございますので、いずれにしても、間違いでございますけども、私のちょっと説明が間違っておりましたので、訂正させていただきます。今準備しておりますので、新しいのを配らせていただくということでございます。

中原委員長 委員の皆さん、ご理解いただきましたでしょうか。

田島委員 資料やったら構わへん、議案書と違うんやから。

中原委員長 先ほど古谷部長のほうから、議案書についてはここに当たりますということで、誤りはないという説明をいただきましたが、それが該当箇所と違ってたということで、今改めて該当箇所のご説明をいただき、議案についてはそごはないということが確認されたということかなと思います。

委員の皆さん、それでご確認よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中原委員長 はい、ご協力ありがとうございました。

これで本当に総務文教委員会が閉会できると思います。どうも皆さんご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午前11時28分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年12月9日

岬町議会

委 員 長 中 原 晶